

総務常任委員会関係

山形県行政手続条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。</p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合にお</p>	<p>4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p>
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文</p>	<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者（同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 一略一</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 一略一</p> <p>2 一略一</p> <p>3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文</p>

いて、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき（同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。

（聴聞に関する手続の準用）

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p data-bbox="220 235 312 264">附 則</p> <p data-bbox="140 280 338 353">1～5 ー略ー （検討）</p> <p data-bbox="140 369 790 571">6 知事は、山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（<u>令和3年3月県条例第7号</u>）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p data-bbox="884 235 976 264">附 則</p> <p data-bbox="810 280 1008 353">1～5 ー略ー （検討）</p> <p data-bbox="810 369 1460 571">6 知事は、山形県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（<u>令和8年3月県条例第 号</u>）の施行後5年を目途として、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>

山形県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案												
<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>	<p>(市町村が処理する事務の範囲等)</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。</p>												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～14 一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （1） 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付並びに申請に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査</td> <td>第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～14 一略一	一略一	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （1） 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付並びに申請に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">事務</th> <th style="width: 50%;">市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1～14 一略一</td> <td style="text-align: center;">一略一</td> </tr> <tr> <td>15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （1） 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付（<u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項の</u></td> <td>第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村	1～14 一略一	一略一	15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （1） 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項の</u>	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）
事務	市町村												
1～14 一略一	一略一												
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （1） 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付並びに申請に係る建築物等の敷地等の状況に関する調査	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）												
事務	市町村												
1～14 一略一	一略一												
15 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下この項において「政令」という。）、山形県建築基準条例（昭和36年3月県条例第15号。以下この項において「条例」という。）並びに法及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち次に掲げるもの （1） 法第6条第1項（法第87条第1項、第87条の4並びに第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）の規定による県の建築主事に対する申請書の受理及び県の建築主事に対する送付（ <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第6条第1項又は山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年12月県条例第62号）第3条第1項の</u>	第1号から第9号まで及び第11号から第17号までに掲げる事務にあつては山形市以外の市及び各町村、第10号に掲げる事務にあつては山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市及び天童市以外の市並びに各町村、第18号及び第19号に掲げる事務にあつては各市町村（同号に掲げる事務のうち第18号に規定する認定に係る事務以外の事務にあつては、山形市以外の市及び各町村）												

(2) 法第7条第1項
 (法第87条の4並び
 に第88条第1項及び
 第2項において準用
 する場合を含む。)、
 第76条第1項及び第
 86条の5第1項の規
 定による知事又は県
 の建築主事に対する
 申請の受付

(3)及び(4) 一略一
 (5) 法第15条第1項
 の規定による知事に
 対する届出の受付

規定によりこれらの
 項に規定する電子情
 報処理組織を使用す
 る方法(以下この項
 において「電子情報
 処理組織を使用する
 方法」という。)に
 より当該申請書の提
 出が行われる場合を
 除く。)並びに申請
 に係る建築物等の敷
 地等の状況に関する
 調査

(2) 法第7条第1項
 (法第87条の4並び
 に第88条第1項及び
 第2項において準用
 する場合を含む。以
 下この号において同
 じ。)、第76条第1
 項及び第86条の5第
 1項の規定による知
 事又は県の建築主事
 に対する申請の受付
 (法第7条第1項の
 規定による県の建築
 主事に対する申請に
 あっては、電子情報
 処理組織を使用する
 方法により当該申請
 が行われる場合を除
 く。)

(3)及び(4) 一略一
 (5) 法第15条第1項
 の規定による知事に
 対する届出の受付
 (電子情報処理組織
 を使用する方法によ
 り当該届出が行われ
 る場合及び法第6条
 の2第1項又は第18
 条第4項の規定によ
 る確認済証の交付を
 受けた建築物に係る

(6) 法第18条第2項
 (法第87条第1項、
 第87条の4並びに第
 88条第1項及び第2
 項において準用する
 場合を含む。)の規
 定による県の建築主
 事に対する通知書の
 受理及び県の建築主
 事に対する送付並び
 に通知に係る建築物
 等の敷地等の状況に
 関する調査

(7) 法第18条第20項
 (法第87条第1項、
 第87条の4並びに第
 88条第1項及び第2
 項において準用する
 場合を含む。)の規
 定による県の建築主
 事に対する通知の受
 付

(8)～(14) 一略一

(15) 法第74条の2第
 3項、法第87条第1
 項において準用する
 法第7条第1項及び
 法第90条の3の規定
 による知事又は県の
 建築主事に対する届
 出の受付

ものを除く。)

(6) 法第18条第2項
 (法第87条第1項、
 第87条の4並びに第
 88条第1項及び第2
 項において準用する
 場合を含む。)の規
 定による県の建築主
 事に対する通知書の
 受理及び県の建築主
 事に対する送付(電
 子情報処理組織を使
 用する方法により当
 該通知書の提出が行
 われる場合を除く。)
 並びに通知に係る建
 築物等の敷地等の状
 況に関する調査

(7) 法第18条第20項
 (法第87条第1項、
 第87条の4並びに第
 88条第1項及び第2
 項において準用する
 場合を含む。)の規
 定による県の建築主
 事に対する通知の受
 付(電子情報処理組
 織を使用する方法に
 より当該通知が行わ
 れる場合を除く。)

(8)～(14) 一略一

(15) 法第74条の2第
 3項、法第87条第1
 項において準用する
 法第7条第1項及び
 法第90条の3の規定
 による知事又は県の
 建築主事に対する届
 出の受付(法第87条
 第1項において準用
 する法第7条第1項
 の規定による県の建
 築主事に対する届出
 にあつては、電子情

(16)～(19) 一略一	
16～46 一略一 47 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるものの (1)～(4) 一略一	一略一 鶴岡市、酒田市及び尾花沢市（第1号及び第3号に掲げる事務にあつては、鶴岡市及び酒田市に限る。）
48～52 一略一	一略一

2 一略一

報処理組織を使用する方法により当該届出が行われる場合を除く。） (16)～(19) 一略一	
16～46 一略一 47 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるものの (1)～(4) 一略一	一略一 鶴岡市、酒田市、尾花沢市及び飯豊町（第1号及び第3号に掲げる事務にあつては、鶴岡市及び酒田市に限る。）
48～52 一略一	一略一

2 一略一

食品衛生法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第2条 法第54条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準は、別表第1のとおりとする。ただし、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。<u>以下同じ。</u>）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業及び集乳業の施設については、<u>同表第1項</u>から第8項までの規定は、適用しない。</p>	<p>第2条 法第54条に規定する営業の施設について公衆衛生の見地から必要な基準は、別表第1のとおりとする。ただし、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触する部分を自動的に洗浄するための装置その他の食品衛生上の危害の発生を防止するために必要な装置を有するものを除く。<u>別表第2において同じ。</u>）により食品を調理し、調理された食品を販売する営業及び集乳業の施設については、<u>別表第1第1項</u>から第8項までの規定は、適用しない。</p>
別表第1	別表第1
1～4 一略一	1～4 一略一
<p>5 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 飲食店営業（次号及び<u>第3号</u>に掲げる営業を除く。） 前項第15号</p> <p>(2) 飲食店営業のうち、自動車において調理をするもの 前項第4号、第9号、第12号、第15号及び第16号</p>	<p>5 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 飲食店営業（次号から<u>第4号</u>までに掲げる営業を除く。） 前項第15号</p> <p>(2) 飲食店営業のうち、自動車において調理をするもの（<u>従業者が常駐せず全自動調理機（自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であって、調理の機能を有する自動販売機（容器包装に入れられず、又は容器包装で包まれない状態の食品に直接接触するものに限る。）と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。</u>）により調理された食品を販売するものを除く。） 前項第4号、第9号、第12号、第15号及び第16号</p>
(3)～(5) 一略一	<p>(3) 飲食店営業のうち、<u>従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売するもの</u> 前項第8号、第9号、第12号、<u>第13号及び第15号から第17号</u>まで</p>
6 一略一	(4)～(6) 一略一
<p>7 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 飲食店営業のうち、<u>露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業</u> 前項第7号</p>	<p>6 一略一</p> <p>7 次の各号に掲げる営業については、当該各号に定める規定は、適用しない。</p> <p>(1) 飲食店営業のうち、<u>従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業</u> 前項第7号</p>

(2) ー略ー
8 前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準によること。

(1) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態^ニで飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含む。）をする場合^ニあつては、次に掲げる基準により営業をすることができること。

イ～ニ ー略ー

(2)及び(3) ー略ー

(4) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業^ニあつては、次に掲げる基準を満たすこと。

イ～ハ ー略ー

(5) ー略ー

9 ー略ー

(2) ー略ー
8 前各項に定めるもののほか、次に掲げる基準によること。

(1) 飲食店営業のうち、簡易な営業（そのままの状態^ニで飲食に供することができる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱する等の簡易な調理のみをする営業をいい、喫茶店営業（喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲物又は茶菓を客に飲食させる営業をいう。）を含み、従業員が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する営業を除く。）をする場合^ニあつては、次に掲げる基準により営業をすることができること。

イ～ニ ー略ー

(2)及び(3) ー略ー

(4) 飲食店営業のうち、露店飲食店営業、季節的に行う飲食店営業及び臨時に行う飲食店営業^ニあつては、次に掲げる基準を満たすこと。（これらの飲食店営業のうち、従業員が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する飲食店営業を除く。）

イ～ハ ー略ー

(5) ー略ー

9 ー略ー